

# 医療法人だより(第4号)

長崎市江戸町2-13

長崎県医療政策課(095-895-2464)



立春となりましたがまだまだ寒い時期ですね。いかがお過ごしでしょうか。

「医療法人だより(第4号)」をお届けしますのでご一読ください。今回は、持分なし医療法人への移行、第7次医療法改正についてお知らせいたします。

## 《目次》

1. 持分なし医療法人への移行について
2. 第7次医療法改正について
3. お知らせ

## 1. 持分なし医療法人への移行

平成26年から施行された持分なし医療法人への移行計画の認定制度についてお知らせします。



医療法人制度は、「医療の非営利性を保ちつつ、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとする」ことを目的としたもので、医業における非営利性を損なうことなく、医療機関の経営について安定化・永続化の実現を図る制度となっています。

しかしながら、法人の残余財産の出資者への分配や出資額に応じた払戻しが認められることから医療法人における非営利性の確保に抵触するのではないかと疑義が生じていました。さらに、出資者死亡に伴う相続税負担による医業継続への支障といった問題も発生しています。

このため、平成18年の医療法改正において、医療法人の非営利性の徹底を図るとともに、地域医療の安定性を確保するため、残余財産の帰属先を国または地方公共団体等に限定し、出資者に分配できない所謂「持分なし医療法人」の制度ができました。

### 持分あり医療法人と持分なし医療法人

持分の定義についてですが、平成26年医療法改正により「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分を受ける権利」と定義されています。

社団たる医療法人であって、定款に持分に関する規定を設けている医療法人を「持分あり医療法人」、一方、定款に持分に関する規定を持たず、持分が存在しない医療法人を「持分なし医療法人」と呼んでいます。

平成18年の医療法改正により、非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人の新規設立は認められなくなりました。一方、法施行以前に設立されていた既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、持分あり医療法人は「経過措置医療法人」とも呼ばれています。

### 持分のリスク

持分があることにより、想定されるリスクを考えてみましょう。

出資者が死亡し、相続が開始された場合

相続発生 相続による納税資金確保が必要 相続人による払戻請求

一部の出資者が持分を放棄した場合

持分放棄 残存出資者へのみなし贈与 残存出資者が贈与税負担

すべての出資者が持分を放棄した場合

持分放棄 医療法人へのみなし贈与 医療法人が贈与税負担

定款の規定に基づいて、社員から退社に伴い持分の請求をされる、社員が亡くなった場合にその相続人から持分の払戻しを請求される可能性があります。

医療法人の財務状況によっては、持分の評価額が巨額に上る可能性もあり、その払戻し請求は医療法人が医業を継続する上で大きなリスクとなり得ます。

このような持分によるリスクを回避するために、持分なし医療法人への移行促進策を紹介いたします。

#### 「持分なし医療法人」への移行促進策

持分なし医療法人への移行については、定款を変更し、持分を消滅させること（放棄、払戻）で移行することができますが、現在、医療法人の任意の選択として、持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を国が認定し、税制優遇等の支援を行う移行推進策を講じています。

移行計画の認定制度の実施期間は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間です。

持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。相続税・贈与税や持分払戻しの問題がないのであれば、移行計画の認定は受けずに従来どおり定款変更によって持分なし医療法人へ移行することもできます。

#### 認定を受けた際のメリット

移行計画の認定を受けた医療法人への国からの支援は、税制措置と融資制度のふたつがあります。

#### 税制措置

医療法人の持分を相続した場合、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額について、移行計画の満期終了までその納税が猶予され、持分すべて放棄した場合は猶予税額が免除されます。

また、移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課税される場合（みなし贈与）、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分のすべてを放棄した場合は、猶予税額

が免除されます。

持分なしに移行した際、医療法人に対して贈与税が課される場合があることについては従来どおりです。（詳しくは相続税法第66条第4項の規定を参照）

移行計画の期間満了の間に「持分あり」から「持分なし」への移行する際、持分が相続人等から医療法人へ移行し、法人への贈与税が課税されますが、この贈与税には非課税基準があります。

#### 法人の贈与税非課税基準

##### 1. 運営組織が適正であること

一定の事項が定款等に定められていること（理事6人以上、監事2人以上 など）

事業運営及び役員等の選任が定款等に基づき行われていること

その事業が社会的存在として認識される程度の規模を有していること

2. 役員等（社員は含まれない）のうち家族・特殊の関係がある者は1/3以下であること。（定款にその旨の定めがあること）

3. 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと

4. 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めないもの）に帰属させること（定款、寄附行為にその旨の定めがあること）

5. 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公共に反する事実がないこと

#### ～参考～

#### 出資者が持分を放棄するタイミング

持分なし医療法人への移行に向けて、ある出資者の持分放棄が完了した時点で、他に出資者が残存している場合には、この残存出資者へのみなし贈与税が課税されてしまいます。このような問題を回避するためには、出資者が一斉に持分を放棄するか、すべての出資者について持分放棄の効力発生時点を「持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県の認可があった日」と統一しておく等して、一斉放棄となるような工夫をすることが望まれます。

## 融資制度

持分の払戻しが生じ、資金調達が必要になった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経済安定化資金の貸付を受けることができます。

## 移行計画の認定

移行計画の認定は 1 回限りですので認定後に取り消しとなるようなことがないよう、十分検討したうえで申請をお願いします。

### 1 移行計画の申請

移行計画の申請について社員総会の議決(下記と同時に決議を得る) 厚生労働大臣あてに移行計画の申請

### 2 定款変更

定款に移行計画の認定を受けた医療法人である旨を記載する変更について社員総会の決議(上記と同時に決議を得る) 厚生労働大臣から移行計画の認定通知書を受領したら速やかに都道府県知事あてに定款変更申請

### 3 持分の放棄・払戻

持分の放棄・払戻しを行う 社員総会で持分なし医療法人に移行(定款変更)する議決 都道府県知事に定款変更申請 厚生労働省に報告

なお、下記の理由により移行計画の内容に変更が生じた場合には、移行計画の変更認定が必要となります。

移行期間中に認定医療法人が他の持分あり医療法人と合併し、持分あり医療法人として存続法人となった。

移行計画の認定時には、融資制度利用見込みを「無」としていたものの、融資制度の利用見込みが生じた場合

認定要件として、社員総会の議決があること、移行計画が有効かつ適正であること、移行計画が 3 年以内であることが必要となっています。

## 実施状況報告

認定医療法人となった場合、厚生労働大臣に対して以下の実施状況報告が必要となります。

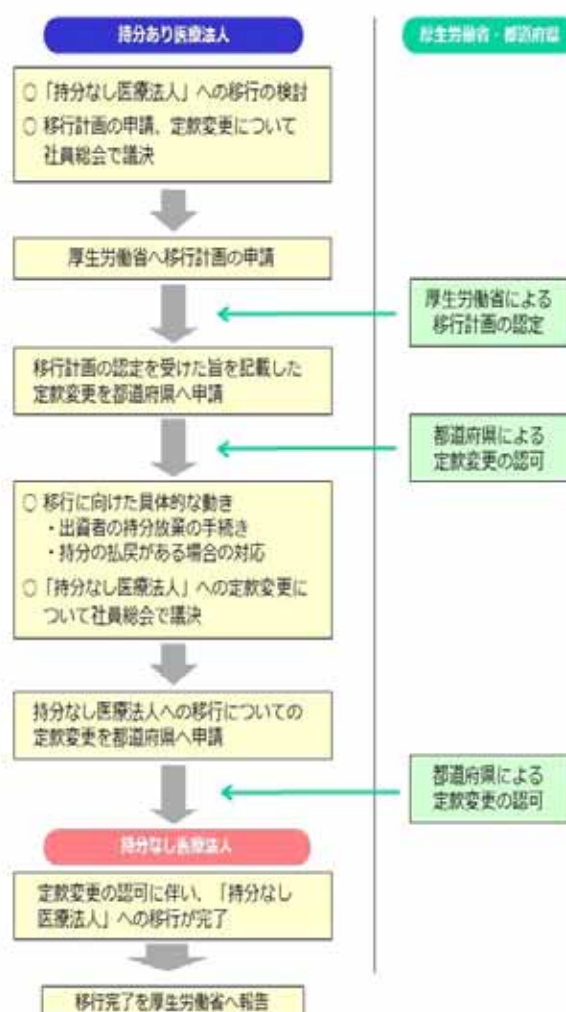
移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。

認定を受けてから 2 年間、認定を受けた日から 1 年を経過するごとの、持分なし医療法人への移行の進捗状況。

放棄、払戻、譲渡、相続、贈与などにより、持分の処分が生じた場合。

持分なし医療法人への移行の定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。

移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

前述の認定医療法人の認定期間は平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 3 年間の期間でしたが、法改正により、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで認定期間が延長し、税制上の特例措置も延長される予定となっています。

予定される改正の主な概要は下記のとおりです。

認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその

持分の全部又は一部を放棄したことにより当該医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。

上記の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後 6 年を経過

する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記の経済的利益については、当該医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適応期限を 3 年延長する。

その他所要の措置を講ずる。

## 2. 第 7 次医療法改正について

前回の医療法人だより第 3 号に引き続き、今回も第 7 次医療法改正についてお知らせいたします。



第 7 次医療法改正は平成 28 年 9 月と平成 29 年 4 月の二段階での改正となっています。ここからは本年の 4 月から施行される内容について触れていこうと思います。

### 外部監査の義務など

平成 29 年 4 月 2 日以降に始まる会計年度から外部監査の義務付けが適応されます。適応基準は以下のようになります。

医療法人のうち、負債額が 50 億円以上又は収益額が 70 億円以上であるもの。

社会医療法人のうち、負債額が 20 億円以上又は収益が 70 億円以上であるもの。

上記の基準に該当する医療法人は、公認会計士、監査法人による外部監査、会計の原則、貸借対照表・損益計算書に関する会計処理法等を規定した医療法会計基準の適用が義務付けられ、作成された貸借対照表、損益計算書をホームページ、官報又は日刊新聞紙で公告しなければなりません。

### MS 法人との取引

余剰金の配当禁止、MS 法人との関係性の透明化を図るため、医療法人の役員・近親者（配偶者又は二親等以内の親族）やその支配する法人（社員総会等の議決権の過半数を占めている法人）との取引を一定のものとし、以下の基準に該当する医療法人が MS 法人と取引を行う際は、都道府県知事に届出を行う必要があります。

事業収益又は事業費用が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における総事業収益又は総事業費の 10% 以上を占める取引

事業外収益又は事業外費用が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の事業外収益又は事業外費用の総額 10% 以上を占める取引

特別利益又は特別損失の額が 1,000 万円以上である取引

資産又は負債の総額が、当該医療法人の純資産の 1% 以上を占め、かつ 1,000 万円を超える残高になる取引

資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の 1% 以上を占める取引

事業の譲渡又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産 1% 以上を占める取引

## お知らせ

今回の医療法人だよりでは持分なし医療法人への移行、第 7 次医療法改正についてお知らせいたしました。法人だよりで取り扱ってほしい内容等ございましたら、医療政策課までご連絡ください。